

## 柏崎市六次産業化支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の農林水産物を活用した農林水産加工品の開発や販路開拓に取り組む者に対し予算の範囲内で補助金を交付することで、本市の六次産業化を促進し、農林漁業者等の所得の向上につなげることを目的とする。

### (交付手続)

第2条 補助金の交付については、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産物 市内で生産又は採取される農林水産物をいう。
- (2) 農林水産加工品 前号に規定するものを加工、細工及び処理などを施し付加価値を付けたものをいう。
- (3) 六次産業 一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出し、農林漁業の活性化を進めることをいう。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する農業経営体、林業経営体及び漁業経営体
- (2) 市内に事務所を有する農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）
- (3) えちご中越農業協同組合、柏崎地域森林組合及び新潟漁業協同組合柏崎支所
- (4) 前各号のほか、市内で一次産業に携わる個人又は法人
- (5) 前各号に規定するものと連携して農林水産加工品の製造及

び販売に取り組む商工業者又は福祉団体

- (6) その他市長が特に必要と認める者  
(採択条件)

第5条 採択条件は、次の各号の全てを満たしていることとする。

- (1) この補助金を活用した農林水産加工品について、販売を目的として商品化されること。
- (2) 農林水産物の付加価値の向上に資する事業であること。
- (3) 同一の事業内容において国、他の地方公共団体その他支援機関等からの補助金等を受けていないこと。

(補助対象事業)

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農林水産物の価値の向上を図るための事業
- (2) 農林水産物の商品化、ブランド化に繋がる事業
- (3) 農林水産物の普及啓発、販路の拡大又は新たな販路開拓に関する事業

(補助対象経費等及び交付額の算定方法)

第7条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び交付限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 この補助金の交付額は、別表第1欄に定める事業ごとに、同表第2欄に定める補助対象経費の実支出額に同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、同表第4欄に定める交付限度額とを比較して少ない方の額の合計額とする。ただし、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請回数の制限)

第8条 この補助金の申請に当たっては、別表第1欄に定める事業ごとに、同一の交付対象者当たりの交付額の合計額が別表第4欄に定める交付限度額に満たない限り、同一年度内における申請回数に制限を設けないものとする。

(補助対象期間)

第9条 補助対象期間は、交付申請書を提出した日が属する年度の3月31日までとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、この補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) この補助金で整備した機械、設備及び施設の耐用年数の期間において、六次産業化への取組が確認できないとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消したときは、当該補助金交付の決定を取り消される者に通知するとともに、既に補助金が交付されている場合には、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(様式)

第12条 この補助金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 柏崎市六次産業化支援事業補助金交付申請書 別記第1号様式
- (2) 柏崎市六次産業化支援事業補助金交付決定通知書 別記第2号様式
- (3) 柏崎市六次産業化支援事業補助金不交付決定通知書 別記第3号様式
- (4) 柏崎市六次産業化支援事業補助金実績報告書 別記第4号様式
- (5) 柏崎市六次産業化支援事業補助金事業等計画変更承認申請書別記第5号様式
- (6) 柏崎市六次産業化支援事業補助金事業等計画変更承認決定通知書 別記第6号様式
- (7) 柏崎市六次産業化支援事業補助金事業等中止（又は廃止）

承認申請書 別記第7号様式

(8) 柏崎市六次産業化支援事業補助金事業等中止（又は廃止）

承認決定通知書 別記第8号様式

(9) 柏崎市六次産業化支援事業補助金確定通知書 別記第9号  
様式

(10) 柏崎市六次産業化支援事業補助金交付決定取消・返還通知  
書 別記第10号様式

(11) 柏崎市六次産業化支援事業補助金達成状況報告書 別記第  
11号様式

（消費税の取扱い）

第13条 補助金の交付申請に当たり、事業主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これらを減額して行うものとする。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（達成状況報告）

第14条 補助対象者は、補助金の申請年度から3年を目標年度とし、事業計画書に基づき目標年度までの毎年度、達成状況報告書により事業実施年度の翌年度の5月末日までに市長に提出するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和9年5月31日までの間は、

なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第7条関係）

1 事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 交付限度額
機械、設備及び施設等整備支援	<p>(1) 農林水産物の加工又は農林水産加工品の製造若しくは販売に必要な機械、設備及びその附帯機器の購入費</p> <p>(2) 農林水産物又は農林水産品の加工施設、販売施設又は直飲・直食施設等の施設整備費</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認める経費</p>	3分の1以内 (事業主体が自ら生産又は採取した農林水産物を使用する事業の場合は、2分の1以内)	130万円（事業主体が自ら生産又は採取した農林水産物を使用する事業の場合は、200万円）
商品開発、販売促進及び販路開拓支援	<p>(1) 報償費、費用弁償、委託料、手数料等の商品開発に係る経費（試作品に係る原材料費及び単なる人件費は、対象外とする。）</p> <p>(2) 販売促進のためのホームページ又はECサイト開設に係る経費</p>	3分の1以内 (事業主体が自ら生産又は採取した農林水産物を使用する事業の場合は、2分の1以内)	70万円（事業主体が自ら生産又は採取した農林水産物を使用する事業の場合は、100万円）

	<p>費</p> <p>(3) パッケージ、 パンフレット等 のデザイン作成 に係る経費</p> <p>(4) 商談会等への 参加に係る出展 料</p> <p>(5) その他市長が 特に必要と認め る経費</p>		
--	--	--	--